



2021.12.1 No.210 12・1月号

くらしの情報 とやま

MAKE TOYAMA STYLE

トピックス P2 富山県消費生活センターは設立50周年を迎えました！



BEYOND CORONA, WITH US

発行/富山県生活環境文化財団県民生活誌 富山県消費生活センター <https://www.pref.toyama.jp/1731/kurashi/seikatsu/shouhiseikatsu/1731/index.html>

トイレの水漏れがあり、ネット広告を見て業者に修理を依頼しました。訪問時に他の修理も勧められて契約しましたが、高額で不要な工事であったので解約したい…。

相

談

3日前にトイレの給水管から水漏れし、ネット広告で見つけた業者に来てもらいました。「給水管周囲のタイル部分も直す必要がある。リフォームと同じで、約50万円の修理代がかかる」と言われ高いと思ったが、早く直して欲しかったので修理を了承しました。

修理後すぐに代金を請求され支払いをしましたが、翌日、地元業者に聞くと、水漏れを止める工事は数万円でできるといわれました。今からでも解約できるでしょうか…。(60代 女性)

回

答

今回の相談のように、ネット広告を見て修理を依頼したところ、実際には不要な工事をされ、高額な修理代金を請求されたという相談が寄せられています。

消費者が業者に訪問を求めた場合(いわゆる「呼び寄せ」)は、クーリング・オフ^(※)は適用されませんが、たとえば台所の水漏れ修理を要請し、修理のために業者が来訪した際に台所のリフォームを勧誘された場合等は、訪問販売としてクーリング・オフが可能です。

(※)訪問販売では、契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、無条件で契約解除ができます。

・相談者には、もともと依頼者が高額な修理代金を伴う契約をする意思を持って訪問を依頼したとはいえ

ことから、クーリング・オフが可能であることを説明しました。

・広告などで案内された料金を鵜呑みにしないようにしましょう。工事を急いだり、契約を急かせたりする業者には注意が必要です。

・水漏れやかさぎ開けなど、急を要するトラブルの発生に備え、安心して修理を依頼できる事業者について事前に情報を収集しておきましょう。

・修理の契約をする場合は複数の事業者から見積もりを取り、サービス内容や料金を十分に検討しましょう。



不審に思ったり、万一、トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)

注意喚起！

高齢者の事故防止

～電動車いすの利用で気を付けたいこと～

高齢者が電動車いすを使用した際の事故が毎年発生しています。電動車いすは高齢者が使用する他の製品よりも死亡事故の割合が高く、不注意や運転操作の誤りが重大な事故に直結するおそれがあります。

2016年から5年間にNITE(ナイト)に通知された製品事故情報では、高齢者の電動車いすの事故は23件(うち死亡事故11件、重傷事故9件)発生し、事故発生状況は踏切で立ち往生7件(うち死亡事故5件)、側溝などに転落5件(全て死亡事故)、坂道で転倒4件が発生しています。使用上の注意を確認し、事故を未然に防ぎましょう。

■電動車いすを使用する上で気を付けるポイント

- ・初めて使用する人は、十分な練習を行い、家族などの介助者とともに道路の状況を確認する。
- ・体調不良時や夜間の使用は避ける。
- ・乗車前にバッテリー残量を確認する。
- ・定期的に点検を受ける。

■転落に関して気を付けるポイント

- ・道の端を通行しない。特にガードレール・柵がない場所は注意する。
- ・道路工事現場などには極力近づかない。
- ・細い山道や急な坂道の通行は避ける。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/data/000128407.pdf>

■踏切で気を付けるポイント

- ・踏切の通行はできるだけ避ける。
- ・介助者や周りに人がいる場合に一緒に通行する。
- ・線路に対して直角に通行する。
- ・踏切の端を通行しない。
- ・踏切内で立ち往生してしまったら、周囲の人に大声で助けを求める。



富山県消費生活センターは 設立50周年 を迎えました！

富山県消費生活センターは、昭和46年7月、県民の消費生活の安定と向上を図る総合的消費者保護対策の拠点として設立され、令和3年7月に50周年を迎えました。

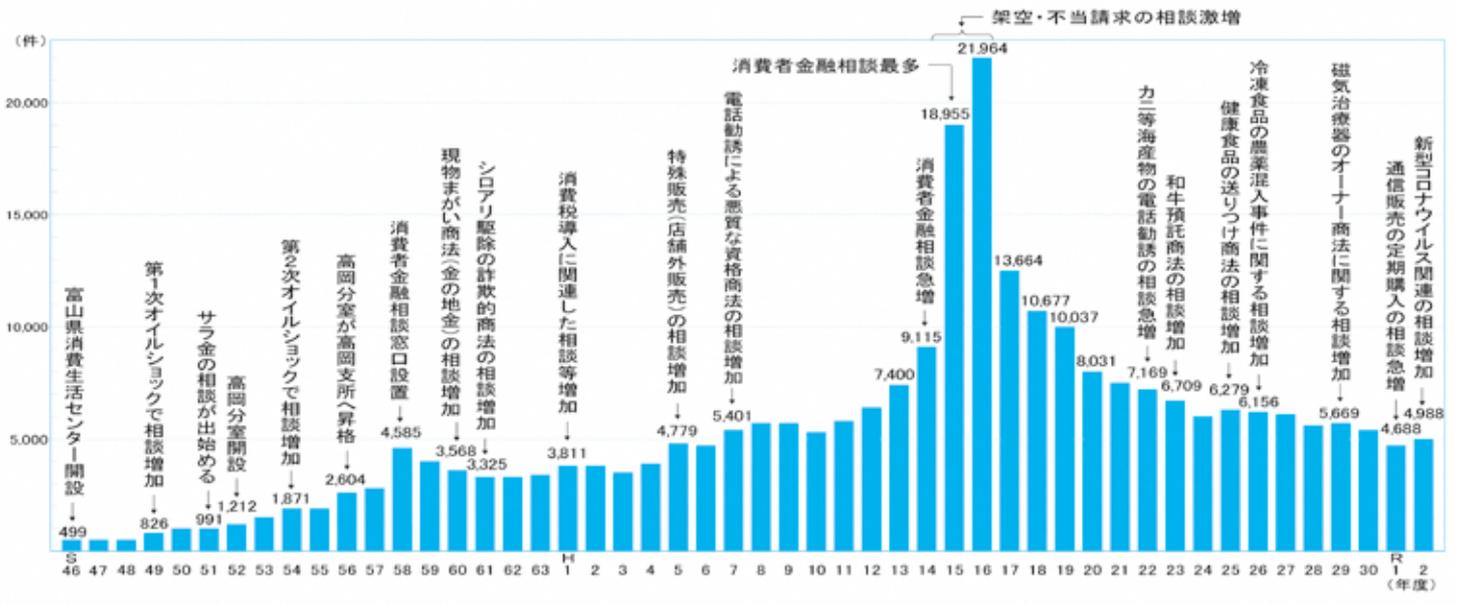
～ 50年のあゆみ～

1971年 (昭和46年)	富山県消費生活センター開設（県民会館内）
1977年 (昭和52年)	高岡分室開設（高岡文化センター内）
1980年 (昭和55年)	高岡分室が本丸会館へ移転
1981年 (昭和56年)	高岡分室が高岡支所に昇格
1983年 (昭和58年)	消費者金融相談コーナー設置
1984年 (昭和59年)	富山県消費生活センター（本所）が富山安住町第一生命ビルへ移転
1985年 (昭和60年)	全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）端末機設置
1997年 (平成9年)	富山県消費生活センター（本所）が富山県女性総合センター（現富山県民共生センター）へ移転 富山県消費者協会による本所での土・日曜日の消費生活アドバイス事業（消費生活情報提供）開始
2000年 (平成12年)	富山県消費生活センターのホームページ開設
2003年 (平成15年)	弁護士による「高校生を対象とした消費生活講座」開始
2005年 (平成17年)	架空請求への対応を電話自動音声で案内する「架空請求音声ガイダンス」開始 富山県消費者協会による本所での土・日曜日の消費生活アドバイス事業で消費生活相談受付開始
2006年 (平成18年)	「くらしの安心ネットとやま」設立、「くらしの安心情報」のメール発信開始
2007年 (平成19年)	「消費生活推進リーダー」設置、消費生活推進リーダーによる「消費生活出前講座」開始
2008年 (平成20年)	消費生活推進リーダーによる「悪質商法撃退教室」開始
2009年 (平成21年)	高岡支所が本丸会館本館から新館へ移転 本所において火曜日の相談時間延長開始、「多重債務専門相談」開始
2013年 (平成25年)	高岡支所が高岡総合庁舎へ移転
2020年 (令和2年)	高岡支所が御旅屋セリオ（旧高岡大和）へ移転
2021年 (令和3年)	Twitterによる情報発信開始 富山県消費生活センター設立50周年

《消費生活相談件数の推移》 50年間の相談件数は26.9万件余！

令和2年度までの50年間に寄せられた消費生活相談の件数は、269,121件となっています。

平成15、16年度に架空・不当請求の相談が激増し、平成16年度には相談件数が21,964件と最多となりましたが、その後、減少に転じ、近年は5,000件程度で推移しています。



「暮らしの中のデジタル化について ～消費者の視点で考えよう～」の調査速報について

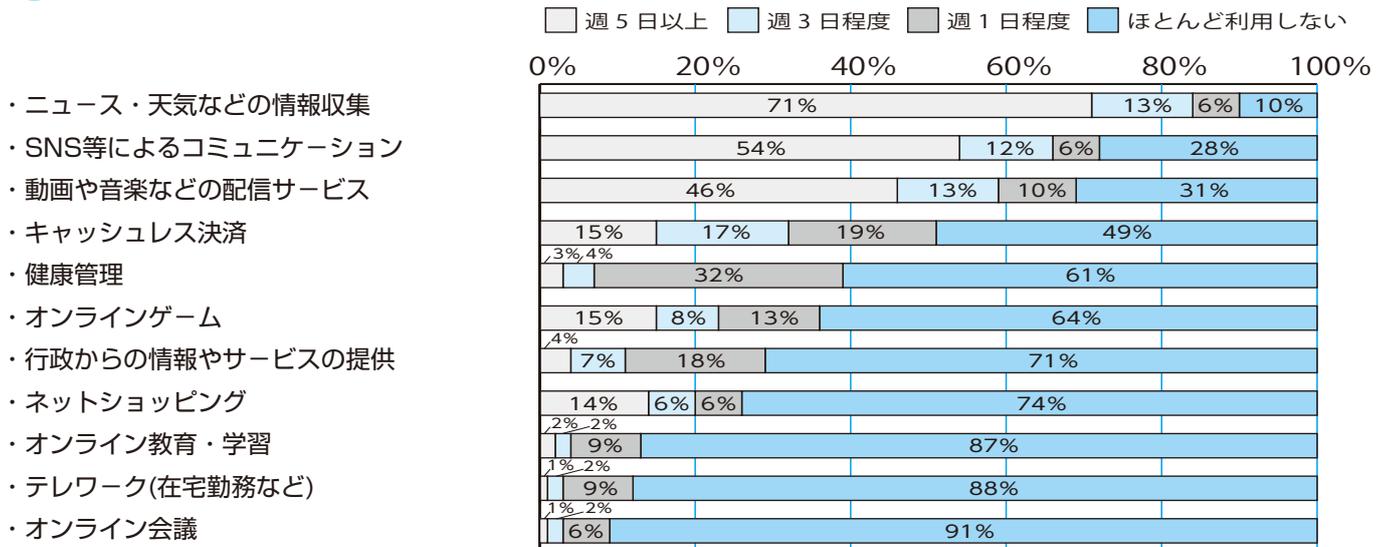
富山県消費者協会と富山県消費生活研究グループ連絡協議会では、今後のデジタル社会の急速な進展に対応するため、消費者の皆様のデジタル活用の現状や懸念などを把握し、誰もが安全で快適にデジタル技術を活用できる環境づくりに役立てることを目的として、富山県内を中心にアンケート調査を実施しました。その調査速報を紹介します。

○調査対象：県内在住者1,954人

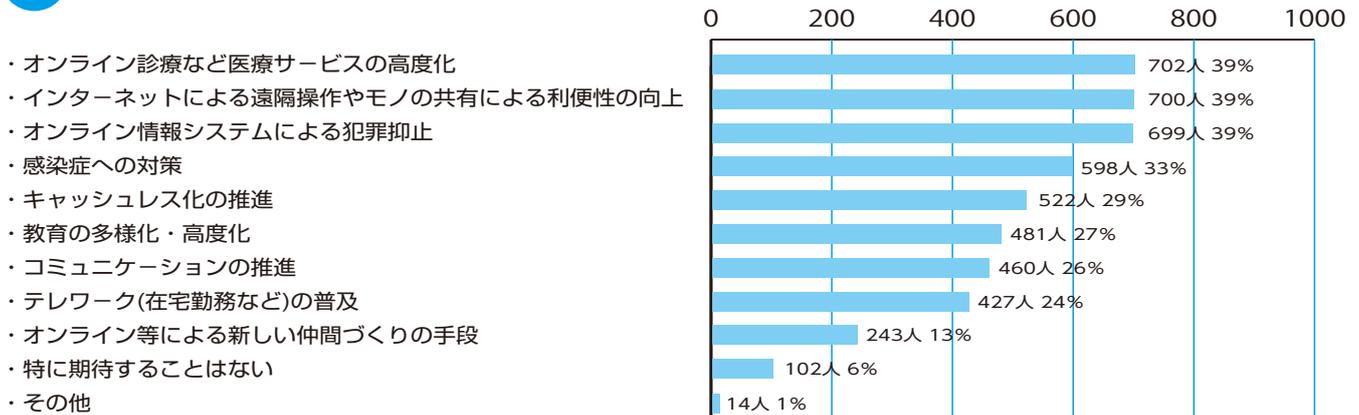
○回答者（回答率）：1,801人（92.2%）

○調査時期：令和3年6月下旬～7月下旬

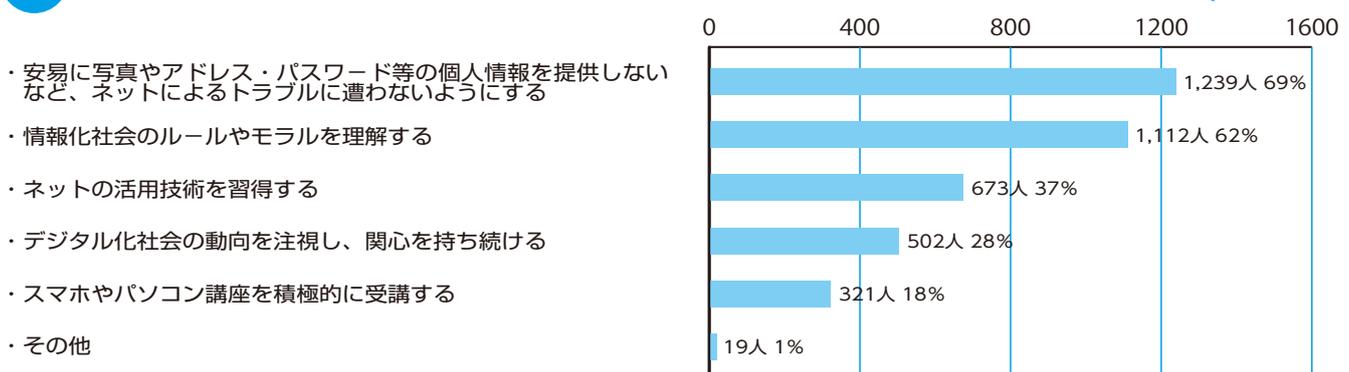
問 下記の項目に関して、デジタル機器を利用している頻度を教えてください。



問 デジタル化の進展について、特に何を期待しますか。(5つまで)



問 デジタル化に向けて、消費者にとってより大切だと思うことは何ですか。(3つまで)



富山県消費生活推進リーダー募集のお知らせ

富山県では、消費者被害の未然防止、早期救済等を図るため、「消費生活出前講座」等の講師として啓発活動を行っていただく富山県消費生活推進リーダーを募集します。

1 応募資格

富山県内在住者で、次のいずれかの資格を有する方又は同等の専門知識を有すると認められる方。(常勤の公務員、富山県くらしのアドバイザーは除きます。)

消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント

2 募集人員 若干名

3 委嘱期間 令和4年4月1日～6年3月31日(2年間)

4 募集期間 令和3年12月21日(火)～令和4年1月27日(木)

5 応募方法

所定の申込書に必要事項を記載のうえ、応募動機についての作文(800字程度)を添えて、郵送、持参、E-mailにより消費生活センターに提出してください。(申込書は県消費生活センターのホームページからダウンロードできます。)

6 選考方法 書類及び面接により選考します。

7 問合せ先 富山県消費生活センター TEL 076-432-2949 詳細は県消費生活センターのホームページをご覧ください。



消費生活出前講座をご活用ください!

県では、自治会、婦人会、老人クラブなど20名程度(ご相談に応じます)を対象として、消費者トラブルの事例や対処法などについて、富山県消費生活推進リーダーがわかりやすくお話しする「出前講座」を実施しています。謝金や旅費は無料です(会場借上料は負担をお願いします)。まずは電話でお気軽にご相談ください。

申込手続 申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX又は郵送で申し込んでください。

申込書はホームページからダウンロードできます。

富山県消費生活 各種講座

検索

お問合せ 富山県消費生活センター

TEL 076-432-2949、FAX 076-431-2631



消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山県消費生活センター(CICビル内)	☎076-443-2047
高岡市消費生活センター	☎0766-20-1522
魚津市 市民課	☎0765-23-1003
氷見市 市民課	☎0766-74-8010
滑川市 生活環境課	☎076-475-2111 (内334)
黒部市消費生活センター	☎0765-54-3198
砺波市消費生活センター	☎0763-33-1153
小矢部市 生活環境課	☎0766-67-1760 (内752)
南砺市消費生活センター	☎0763-23-2035
射水市消費生活センター	☎0766-52-7974
舟橋村 総務課	☎076-464-1121 (内49)
上市町 町民課	☎076-472-1111 (内103)
立山町 住民課	☎076-462-9915
入善町 住民環境課	☎0765-72-1824
朝日町 住民・子ども課	☎0765-83-1100 (内137)
朝日町 社会福祉協議会	☎0765-83-0576

◆富山県消費生活センター
富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)
消費生活相談 ☎076-432-9233
消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252
FAX076-431-2631

ホームページ [富山県消費生活センター](#)

【開所時間】
新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、当分の間、できるだけ電話相談のご利用をお願いします。
午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)
毎週火曜日は午前8時30分～午後7時(休日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター高岡支所
高岡市御旅屋町101(御旅屋セリオ5階)
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談
☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】
午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)
※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
☎076-432-5690 午前9時～午後3時

『しまった!』『困った!』『どうしよう!』そんな時は、まず相談

消費者ホットライン188 (いやや!)

※最寄りの市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。
(・相談できる時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。)
(・電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元においておくと便利です。)



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン